29 豊行(情運)第11号 平成29年12月28日

豊橋市長 佐 原 光 一 様

豊橋市情報公開·個人情報保護制度運営審議会 会長 佐 野 真一郎

電子計算機の結合による個人情報の提供について(答申第19号)

平成29年12月7日付け29豊情医第37号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

地域医療連携ネットワークシステムを導入するに当たり、電子計算機の結合により豊橋市民病院に情報参照の申込みをし、許可を受けた医療機関に個人情報(同意を得た患者の豊橋市民病院の病院総合システムに登録された診療情報)を提供することについて、当該個人情報を提供することにより、退院後の診療計画に役立てることで充実した地域医療を提供することができると言えるため、公益上の必要があると認められる。

さらに、当該個人情報の提供は必要最小限に留めることのほか、ウイルス対策や外部からの侵入を防ぐ仕組みを構築するなど情報セキュリティ上において個人の権利利益が害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

よって、豊橋市個人情報保護条例第11条第2項第2号に基づき、電子計算機の結合により当該医療機関に当該個人情報を提供することは妥当であると言える。

ただし、実施機関は当該医療機関に対し、閲覧場所や閲覧権者を限定するなど、 人的要因による個人情報の漏えいが発生しないよう必要な措置を講ずるものとする。